

令和元年8月8日

## 国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査結果 (アンケート調査結果) について

フランスパリのノートルダム大聖堂において発生した火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備等の状況について、緊急調査結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

### <担当>

#### 【国宝・重要文化財（建造物）についての問合せ先】

文化庁 文化資源活用課

課長	伊藤 史恵
課長補佐	菊地 史晃
文化財調査官（整備活用部門）	梅津 章子
企画係長	手嶋 一了

電話：03-6734-4111（代表）

03-6734-2864

#### 【国宝・重要文化財（美術工芸品）についての問合せ先】

文化庁 文化財第一課

課長	田村 真一
調査係長	依田 浩崇

電話：03-6734-4111（代表）

03-6734-3154

国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査結果  
(アンケート調査結果) について

1. 緊急状況調査について

文化庁は、フランス・パリのノートルダム大聖堂において発生した火災を受けて、4月22日付け通知により、次に掲げるものについて、防火設備の整備状況等の緊急アンケート調査を実施（調査対象、回答数、調査項目は別紙参照）。

(1) 国宝・重要文化財（建造物）

世界遺産である国宝・重要文化財も調査。なお、世界遺産は、国宝として指定されているもの、または国宝ではないが重要文化財として指定されているものがある。

(2) 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等

2. 調査結果の主な内容（各調査結果概要については3頁以降参照）

国宝・重要文化財（建造物）

世界遺産又は国宝の9割以上が全部又は一部木造で建てられ、これらの周囲の6割が木造密集地であるなど、火災の潜在的危険性が高いと見られる状況を改めて確認。その他の重要文化財についても、概ね同様と確認。

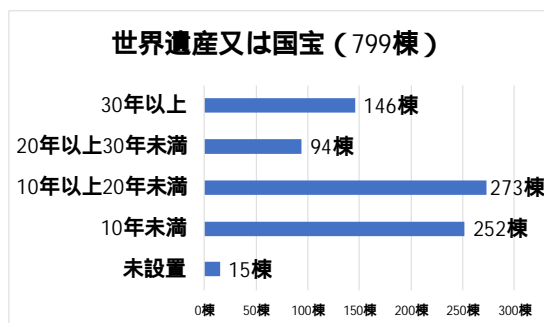
木造建造物の状況等

世界遺産又は国宝（ ）の798棟・99.9%、重要文化財全体の4218棟・92.8%が全部又は一部木造で建造。

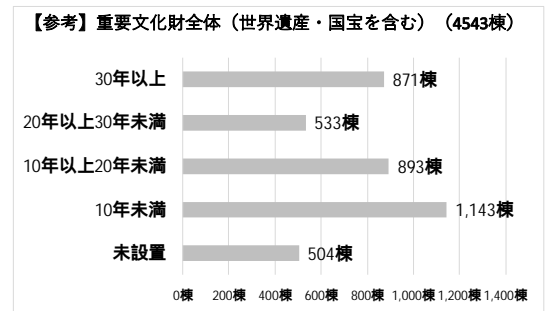
( 「世界遺産又は国宝」では、世界遺産かつ国宝であるものは1棟として計算。以下同じ。 )

防火対策の状況については、世界遺産又は国宝のうち、約2割で消火設備の整備・改修後30年以上経過し、老朽化による機能低下のおそれ。また、整備・改修後30年未満の消火設備を有する建造物（619棟）についても、少なくとも一部に毀損や不具合を申告するものが約半数。（要点検）

消火設備が整備・改修された年



( ) その他、設置時期不明や設置の必要がない建造物が19棟ある。



( ) その他、設置時期不明や設置の必要がない建造物が599棟ある。

火災等の緊急時に対応できる人数については、特に、夜間など時間帯によって管理体制に脆弱性が見られることが判明。

**管理体制の状況**

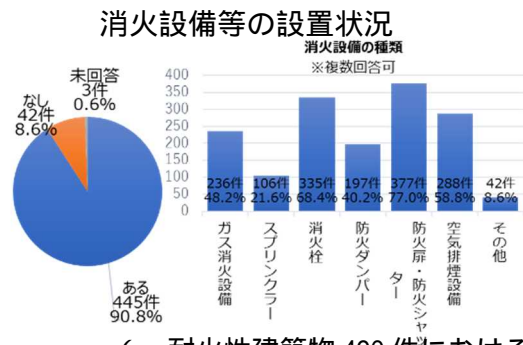
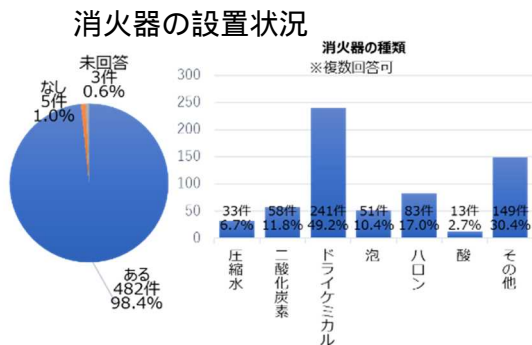
火災等の緊急時に対応できる人数について、夜間では、世界遺産又は国宝の 67 棟・8.3%、重要文化財全体の 1608 棟・35.4%で 2 人未満と回答。

**国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等**

美術工芸品の国宝を保管する博物館等では、多くの施設で消火設備等を設置しているが、約半数が 30 年以上経過し、老朽化による機能低下のおそれ。また、国宝・重要文化財を保管する博物館等では、少なくとも一部に設備の不具合など修理等を要する設備があるとの申告が約 4 割。( 要点検 ) さらに、保管する文化財の特性等に応じた消火設備等の必要性を指摘する意見あり。このほか、文化財救出の訓練実施や計画策定については、各々 2 割前後に留まるなどの実態も判明。

**消火設備等の設置時期**

30 年以上経過：45.5%、20 年以上 30 年未満：16.4%、10 年以上 20 年未満：18.2%、10 年未満：20.0% ( 国宝を保管する博物館等施設 55 件における状況。重要文化財全体については、今回の調査対象では未実施。 )



( 耐火性建築物 490 件における状況 )

**3 . 今後の対策について**

今回の調査により明らかとなった課題を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）や国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等について対応を採る必要。その中でも、価値の重要性という観点からは、特に世界遺産や国宝について早急に対策を講ずる必要。

文化庁では、専門家や消防庁、国土交通省等の関係省庁と連携し、文化財の火災リスク等の把握と、それに応じた防火設備の整備の検討に資するガイドラインを今後新たに作成し、文化財所有者等や地方公共団体、博物館等に提供。

今回の調査により明らかとなった課題を解消できるよう、実地調査等も通じて更に精査を加え、必要な整備等を把握し、国宝や世界遺産等を中心とした文化財防火対策について総合的かつ計画的に対応策をとりまとめ、防火体制を確立していく予定。

## < 調査結果の概要 >

### 国宝・重要文化財（建造物）

#### (1) 火災についての潜在的な危険性

国宝・重要文化財（建造物）については、今回の調査においても、世界遺産又は国宝の9割以上が全部又は一部木造で建てられ、これらの周囲の6割が木造密集地であるなど、火災の潜在的危険性が高いと見られる状況が改めて確認された。その他の重要文化財についても、概ね同様の状況にあると確認された。

世界遺産又は国宝（ ）の798棟・99.9%、重要文化財全体の4218棟・92.8%が全部又は一部木造で建造。また、世界遺産又は国宝の487棟・61.0%、重要文化財全体の2243棟・49.4%が木造密集地にある状況。（「世界遺産又は国宝」では、世界遺産かつ国宝であるものは1棟として計算。以下同じ。）その他、次のような状況を確認。

- ・ 国宝の137棟・48.9%、重要文化財全体の1372棟・30.2%が内部で火気を使用する状況。
- ・ 国宝の217棟・77.5%、重要文化財全体の3629棟・79.9%で不特定者が接近できる状況。
- ・ 国宝の131棟・46.8%、重要文化財全体の1746棟・38.4%が可燃性の高い屋根材を使用。

#### (2) 自動火災報知設備や消火設備等の老朽化・不具合

今回の調査では、自動火災報知設備や消火設備等が設置されていても、例えば、世界遺産又は国宝のうち、約2割で消火設備の整備・改修後30年以上経過し、老朽化による機能低下のおそれがあることが判明した。また、整備・改修後30年未満の消火設備を有する建造物（619棟）についても、少なくとも一部に毀損や不具合を申告するものが約半数であった。今後、各設備の状況や必要な整備等を確認するため、実地調査等も通じて更に精査を加えていく必要がある。

##### 【自動火災報知設備の設置状況】

- ・ 自動火災報知設備について、世界遺産又は国宝の717棟・89.7%で、重要文化財全体の3983棟・87.7%で設置。（国宝で未設置となっているものは、修理工事中の1棟のみ。重要文化財で未設置になっているものには、最近重要文化財に指定されたもので、現在整備の途上にあるものが多い。）

##### 【自動火災報知設備の老朽化・不具合】

- ・ 自動火災報知設備の設置時期については、世界遺産又は国宝の総数で見れば、整備後、30年以上経過が170棟・21.3%、20年以上30年未満が131棟・16.4%、10年以上20年未満が300棟・37.5%、10年未満が191棟・23.9%。その他、未設置設定や設置時期不明、設置の必要がない建造物が7棟ある。
- ・ 重要文化財全体では、整備後、30年以上経過が1421棟・31.3%、20年以上30年未満が625棟・13.8%、10年以上20年未満が924棟・20.3%、10年未満が1032棟・22.7%。その他、未設置や設置時期不明、設置の必要がない建造物が541棟ある。
- ・ 老朽化の具体的状況としては、国宝・重要文化財の別に関わらず、部品の劣化による機能不全や、感知器の誤報等の不具合があるとの申告があった。

#### 【消火設備の設置状況】

- ・ 消火器について、世界遺産又は国宝の 696 棟・87.1%、重要文化財全体の 4052 棟・89.2%で設置。
- ・ 消火器以外の消火設備（消火栓、放水銃等）について、屋外は世界遺産又は国宝の 730 棟・91.4%、重要文化財全体の 3529 棟・77.7%、屋内は世界遺産又は国宝の 107 棟・13.4%、重要文化財全体の 762 棟・16.8%で設置。

#### 【消火設備(消火器以外)の老朽化・不具合】

- ・ 消火設備の設置時期について、世界遺産又は国宝の総数で見れば、整備後、30年以上経過が 146 棟・18.3%、20年以上30年未満が 94 棟・11.8%、10年以上20年未満が 273 棟・34.2%、10年未満が 252 棟・31.5%、未設置が 15 棟・1.9%。その他、設置時期不明や設置の必要がない建造物が 19 棟ある。
- ・ 重要文化財全体では、整備後、30年以上経過が 871 棟・19.2%、20年以上30年未満が 533 棟・11.7%、10年以上20年未満が 893 棟・19.7%、10年未満が 1143 棟・25.2%、未設置が 504 棟・11.1%。その他、設置時期不明や設置の必要がない建造物が 599 棟ある。
- ・ 老朽化の具体的状況としては、放水銃基礎下からの漏水や、配管からの漏水等の不具合があるとの申告があった。
- ・ このうち、状態について精査が必要であるものの、整備後 30 年未満の消火設備を有する世界遺産又は国宝（619 棟）についても、少なくとも一部に毀損や不具合があるとの申告が約半数からあった。

### (3) 管理体制の脆弱性

高齢化や担い手不足等により、特に、夜間など時間帯によって管理体制に脆弱性が見られ、火災等の緊急時に対応できる人数で消火栓の利用も困難な状況（ ）であるところも多いことが今回の調査で判明した。

- ( ) 1人で操作可能な易操作性消火栓設備が設置されている場合を除き、消火能力が高く、消火範囲が広く設定されている消火栓は、水圧も高く、その操作は訓練をした人によって複数人で扱うことが必要。

- ・ 火災等の緊急時に対応できる人数について、夜間では、世界遺産又は国宝の 67 棟・8.3%、重要文化財全体の 1608 棟・35.4%で 2 人未満と回答。

#### 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等

##### (1) 自動火災報知設備や消火設備等の整備状況

自動火災報知設備や消火設備等が設置されていても、施設の設置年と同時期に整備されているなど数十年前に整備されて老朽化の進んだ設備が多い状況にあることが今回の調査で判明した。例えば、国宝を保管する博物館等では、多くの施設で消火設備等を設置しているが、約半数が 30 年以上を経過していることが明らかになった。また、国宝・重要文化財を保管する博物館等では、少なくとも一部に設備の不具合など修理等を要する設備があるとの申告が約 4 割であった。今後、各種設備等の状況や必要な整備等を確認するため、実地調査等も通じて更に精査を加えていく必要がある。

さらに、保管する文化財の特性や管理体制等に応じてより適切な消火設備等を今後整備していく必要性に関する一部意見等が示された。

【耐火性建築物（490件）における自動火災報知設備の設置状況】

- ・ 自動火災報知設備について、474件・96.7%で設置。

【耐火性建築物における消火設備等の設置状況】

- ・ 消火器について、482件・98.4%で設置。
- ・ 消火設備等（ガス消火設備、消火栓等）について、445件・90.8%で何らかの設備を設置。その他の消火設備等（動力ポンプ、貯水槽等）について、231件・47.1%で何らかの設備を設置。
- ・ 防犯警報装置について、363件・74.1%で監視カメラを設置。

【消火設備等の老朽化・不具合等】

- ・ 消火設備等の設置時期について、国宝を保管する博物館等施設55件では、整備後、30年以上経過が45.5%、20年以上30年未満が16.4%、10年以上20年未満が18.2%、10年未満が20.0%など、設備の老朽化による機能低下のおそれがある。
- ・ 状況について精査を要するが、調査対象539件のうち約4割で少なくとも一部に設備の老朽化や不具合など設備整備を要するとの申告があった。
- ・ また、より文化財の保管に適した設備や管理体制等の状況に応じた設備の導入・更新の必要性に関する意見も一部示された。

## (2) 管理体制等の状況

防火管理者等の選任や定期的な設備の点検、消火訓練、施設内の巡回・監視、警備などが行われているが、火気の使用や警備の外部委託を行っているものが各々5割前後であることや、文化財救出の訓練実施や計画策定については各々2割前後に留まるなどの実態も判明した。

- ・ 防火設備等の点検について、耐火性建築物においては485件・99.0%で行われており、うち168件で指摘事項があった。指摘内容には、消火設備等の老朽化や動作不良に関することが多い。
- ・ 施設内での火気の使用状況について、耐火性建築物においては254件・51.8%で火気の使用が行われている。
- ・ 常駐の警備専門人員の配置状況について、耐火性建築物においては207件・42.2%で配置されており、配置されていない場合には、240件・49.0%で警備会社による機械警備が採用されている。
- ・ 消火訓練について、耐火性建築物においては390件・79.6%で行われている。一方、文化財救出訓練の実施について、耐火性建築物においては97件・19.8%で実施、文化財救出計画について、119件・25.3%で策定となっている。

## 1. 緊急状況調査（アンケート調査）の対象・回答数

## (1) 国宝・重要文化財（建造物）の防火設備の整備状況等

	調査対象	回答状況・回収率
重要文化財	4649 棟 (637 棟)	4543 棟・97.7% (637 棟・100%)
うち国宝	284 棟	280 棟・98.6%
世界遺産又は国宝	803 棟	799 棟・99.5%

( 世界遺産である国宝・重要文化財も調査しており、括弧内は世界遺産の構成資産となっている国宝・重要文化財（建造物）の数。なお、世界遺産は、国宝として指定されているもの、または国宝ではないが重要文化財として指定されているものがある。)

## (2) 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の整備状況等

- ・調査対象となる博物館、美術館及び埋蔵文化センター等 539 施設
  - ・回答状況・回収率 505 施設・93.7%
  - ・回答総数 510 件(うち耐火性建築物の回答：490 件、非耐火性建築物の回答：20 件)
- ( 博物館等施設によっては、複数の保管場所（耐火性建築物、非耐火性建築物）に重要文化財を保管している場合があるため、調査対象件数と保管場所ごとの回答件数が一致しない。)

## 2. 主な調査項目

## (1) 国宝・重要文化財（建造物）の防火設備の整備状況等

火災の危険性	・建造物内部での火気使用の有無 ・建造物の周囲の状況(木造密集等)	・建造物内部の開放状況、不特定者の接近の可否 ・屋根の材料	等
警備・訓練体制	・火災等の緊急時に対応できる人数	・消防訓練の実施状況	等
防火設備の現状	・自動火災報知設備の設置状況 ・防火水槽等の状況	・消火設備の設置状況、加圧ポンプ等の動作状況	等
自由記述	・防火、防犯対策への要望		等

## (2) 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の整備状況等

防火管理体制	・自動火災報知設備の設置状況 ・施設の巡回・監視状況	・消火設備の設置状況 ・消火訓練、文化財救出訓練の状況	等
防犯管理体制	・防犯警報装置の設置状況	・警備体制、巡回監視の状況	等
自由記述	・防災設備の改修の必要性		等

# 国宝・重要文化財（建造物）の防火設備等の 緊急状況調査結果（アンケート調査結果）について

令和元年8月8日



## 目次

◆ 緊急状況調査について	3 ページ
◆ 本調査の構成について	4 ページ
Ⅰ 火災予防段階	
Ⅰ 防火対策	5 ページ
Ⅱ 管理体制	12 ページ
Ⅲ 訓練の体制	13 ページ
Ⅳ その他の文化財	14 ページ
Ⅱ 防火設備の現状	15 ページ
Ⅲ その他	26 ページ

## 緊急状況調査 について

### 【はじめに】

文化庁では平成31年4月に発生したノートルダム大聖堂（フランス、パリ）の火災を受けて、緊急アンケート調査（以下「本調査」という。）を実施いたしました。

<b>実施期間</b>	平成31年4月22日（月）～令和元年6月21日（金）
<b>調査の目的</b>	国宝・重要文化財(建造物) の管理状況等の現状を把握し、 <b>設備等について確認・点検</b> することを目的として実施
<b>調査方法</b>	文化庁から都道府県・市区町村を通じて所有者等に依頼 回答を都道府県等を経由して回収
<b>対象者</b>	国宝・重要文化財（建造物）の所有者
<b>調査対象</b>	国内すべての国宝・重要文化財(建造物)4649棟（※1）
<b>回答率</b>	<b>アンケートの回答率と回答数</b> <世界遺産又は国宝>（※2） 803棟の回答率 <b>99.5%・ 799棟</b> <世界遺産> 637棟の回答率 <b>100%・ 637棟</b> <国 宝> 284棟の回答率 <b>98.6%・ 280棟</b> <重要文化財> 4649棟の回答率 <b>97.7%・ 4543棟</b>

（※1）重要文化財（建造物）2497件、5033棟（うち 国宝（建造物）226件、289棟）が指定されています（平成31年4月1日現在）。本調査では、土木構造物、石塔等、防火対策を講じる必要のない建造物を除き、防火対策を講ずるべき建造物4649棟を調査対象としました。また、世界遺産である国宝・重要文化財も調査しました。なお、世界遺産には、国宝として指定されているもの、または国宝ではないが重要文化財として指定されているものがあります。重要文化財（建造物）662棟（うち 国宝（建造物）123棟）が世界遺産の構成資産となっており、このうち、土木構造物、石塔等、防火対策を講じる必要のない建造物を除き、防火対策を講ずるべき建造物637棟（うち 国宝（建造物）118棟）を調査対象としました（平成31年4月1日現在）。  
これらの国宝・重要文化財（建造物）は消防法施行令別表第1（17）項の防火対象物であり、原則、消火器又は簡易消火用具、自動火災報知設備が規模に関わらず全て設置する必要があります。

（※2）「世界遺産又は国宝」では、世界遺産かつ国宝であるものは1棟として計算しています。

3

## 本調査の構成について

本調査は、「火災予防段階」と「火災発生時」の段階に分けて聞いており、そのほか防災施設の老朽化などを把握するため、防火設備について「問題あり」と回答した場合は、その詳細について「記述」をお願いしました。

また「その他」として、「防火、防犯対策を行うにあたって望まれること」「独自で特別に行っている対策」を自由記載としました。

### 【調査の項目】

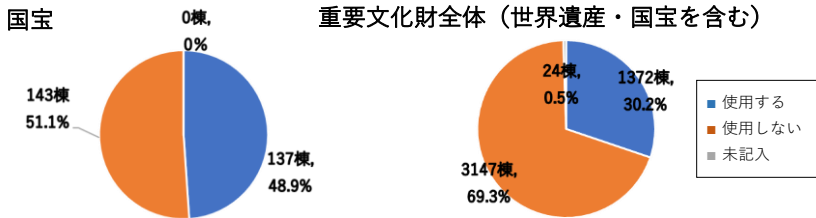
火災予防段階	火災発生時
I 防火対策 1. 火災の危険性（失火、放火、延焼、飛び火、落雷等） 2. その他 II 管理体制 1. 防犯設備 2. 警備要員 3. （警備要員がない場合の）見回り体制 4. 夜間及び昼間の管理体制 III 訓練の体制 1. 訓練の回数 2. 想定される災害 3. 自衛消防組織 IV 想定される火災の要因 1. 所有者が危惧する火災の要因 V その他の文化財 1. 重要文化財（美術工芸品） 2. 史跡、名勝、天然記念物 3. 重要有形民俗文化財	I 防火設備の現状 1. 自動火災報知設備 2. 自動火災報知設備の受信機の設置場所と管理体制 3. 消火器 4. 消火設備 5. その他の消火設備 6. 設備で問題がある場合の詳細（自由記述） 7. 消防水利 II 消火活動の困難性 1. 消防車等の接近状況 2. 消防署からの距離 3. 消防分団からの距離 III 地域防災活動の現状 1. 近隣住民の協力 2. 自衛防災組織 3. ボランティア組織
<b>その他</b>	
I 防火、防犯対策を行うにあたって望まれること（自由記述）	II 独自で特別に行っている対策（自由記述）

4

# I 火災予防段階防火対策

## 1. 火災の危険性 (①失火)

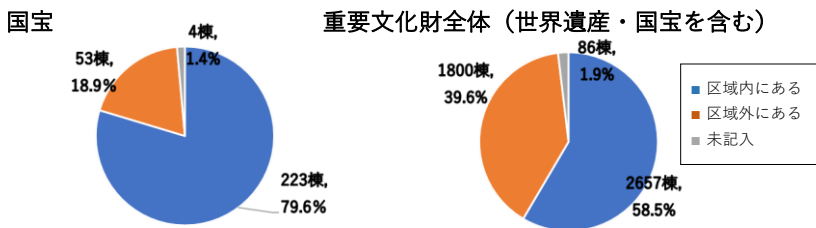
Q 建造物**内部での火気**（ろうそく、線香、かまど、囲炉裏、厨房設備や暖房設備等）を使用しますか。



・国宝の半数近くで火気を利用しています。

・火気を利用する場合、特に内部での失火に対する予防対策、火災の早期覚知、初期消火対策が望まれます。

Q 消防法令による**たき火、喫煙の制限区域**とされていますか。



・国宝の8割近く、重要文化財全体の6割弱の敷地がたき火、喫煙の制限区域とされています。

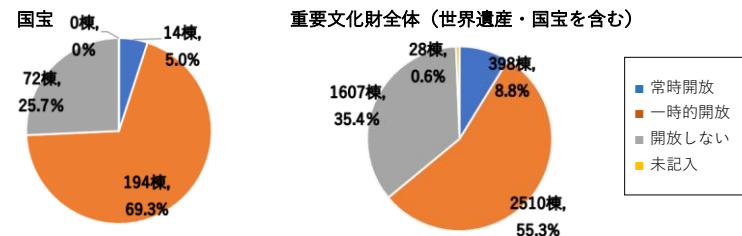
・たき火、喫煙の制限区域では、火災の早期覚知、初期消火対策が望まれます。

5

# I 防火対策

## 1. 火災の危険性 (②放火)

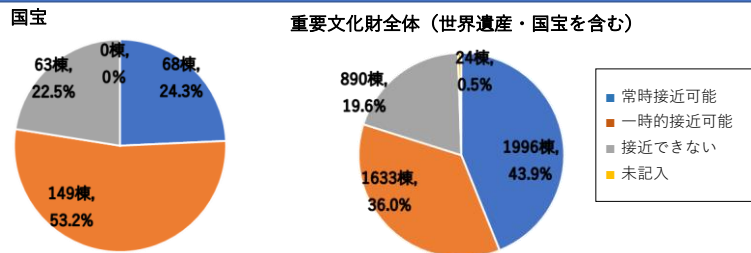
Q 建造物内部はどのように開放していますか。



・国宝については、7割以上で常時開放又は一時的開放としています。

・重要文化財全体については、6割以上で常時開放又は一時的開放としています。

Q 建造物へは不特定の人が接近できますか。



・国宝については、8割弱で常時又は一時的接近可能としており、そのうち24.3%で常時接近可能と回答しています。

・重要文化財全体については、8割弱で常時開放又は一時的接近可能としており、そのうち43.9%では常時接近可能と回答しています。

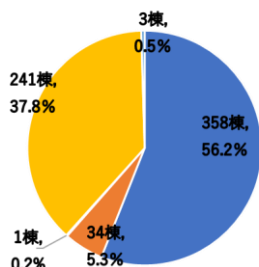
6

# I 防火対策

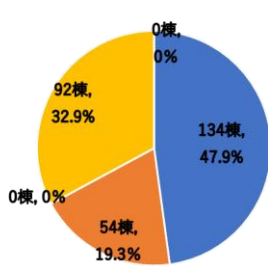
## 1. 火災の危険性 (③延焼)

Q 敷地周囲の状況について、当てはまるものに☑してください。

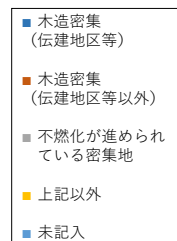
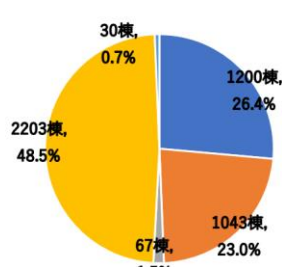
世界遺産



国宝



重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む)



(※) 世界遺産又は国宝の木造密集61.0% (487棟) (伝建地区等 50.8% (406棟) 伝建地区等以外10.1% (81棟))。

- ・世界遺産については全体で62%が木造密集地にあると回答し、そのうち91%が保存地区等の指定を受けています。
- ・国宝については全体で67%が木造密集地にあると回答し、そのうち71%が保存地区等の指定を受けています。
- ・重要文化財全体については、半数近くが木造密集地にあると回答し、そのうちの半数強が保存地区等の指定を受けています。



- ・周囲を含めた一体的な防災対策が望まれます。特に世界遺産については緩衝地帯を含めて検討することが重要です。

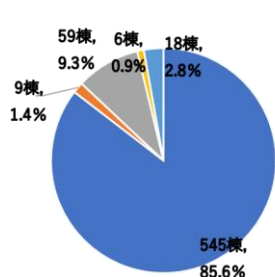
7

# I 防火対策

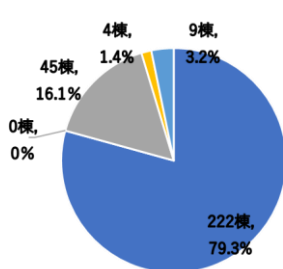
## 1. 火災の危険性 (③延焼)

Q 近接して建つ建物は、木造ですか、非木造ですか。当てはまるものに☑してください。

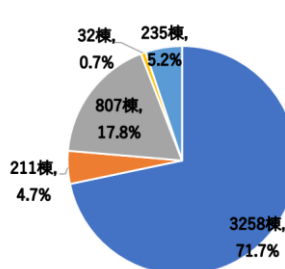
世界遺産



国宝



重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む)



- ・国宝、重要文化財に関らず、近接する建物の多くは木造、ないしは木造と非木造が混在していると回答しています。
- ・特に世界遺産については、非木造と回答しているのは1.4%のみで、ほとんどが木造又は木造・非木造が混在していると回答しています。



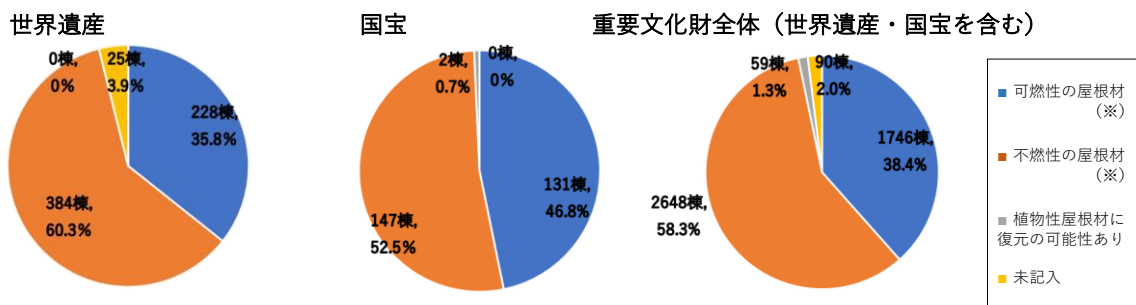
- ・隣接する建物との離隔距離にもよりますが、周囲での火災から重要文化財に延焼・類焼する可能性は高いといえます。このため、周囲の建物の状況も確認したうえで一体的に検討することが重要です。

8

# I 防火対策

## 1. 火災の危険性 (④飛び火)

Q 屋根の材料は何で葺かれていますか。当てはまるものに☑してください。



・世界遺産では36%、国宝では47%、重要文化財全体では38%が可燃性の屋根材で葺かれています。

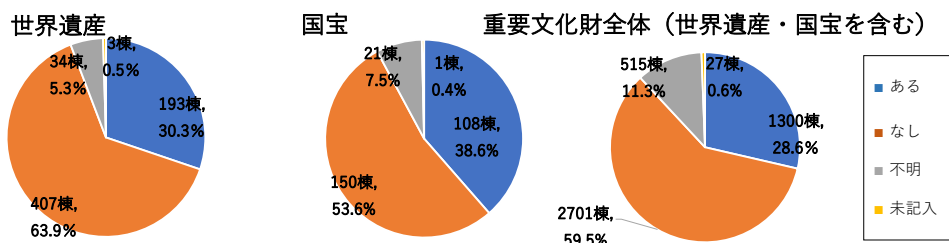
・文化財の過去の火災の被害を見ると、近隣での火災による類焼、延焼が多く、飛び火への延焼防止対策を講じることが重要です。特に、植物性の屋根材に着火すると消火が困難となることから、予防的な対策が望まれます。

(※) 「可燃性の屋根材」は茅葺、檜皮葺、柿葺等、「不燃性の屋根材」とは、瓦葺等。

# I 防火対策

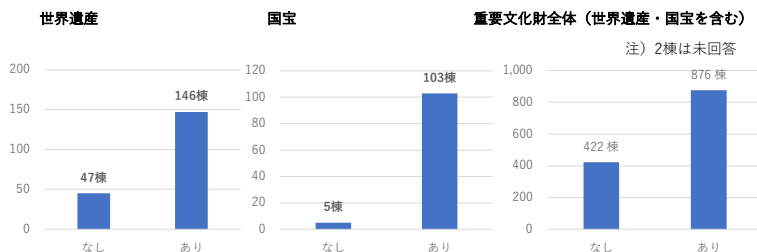
## 1. 火災の危険性 (⑤落雷)

Q 建物周囲で落雷があったことがありますか (凡そ過去3年の間)。



Q (落雷があった建物の) 避雷設備の設置状況についてお答えください。

- ・国宝では、39%で落雷したと回答しています。
- ・重要文化財全体でも、29%で建物周囲で凡そ過去3年の間に落雷があったと回答しています。
- ・過去に落雷被害があった建造物のうち国宝では95%で避雷設備が設置されていますが、世界遺産については24%、重要文化財全体については33%で避雷設備が設置されていません。
- ・建物の特性、立地等において、必要がある場合は設置するように指導していきます。



# I 防火対策

## 1. 火災の危険性（⑥過去の火災）

Q 過去（凡そ5年以内）において、**当該建造物の周辺**で火災がありましたか。

- ・世界遺産については**5.2%（33棟）**、国宝については**9.6%（27棟）**、重要文化財全体については**8.7%（394棟）**で周辺での火災の報告がありました。

Q 過去（凡そ5年以内）において、**当該建造物**で火災(ぼやも含む)がありましたか。

- ・国宝では**1.8%（5棟）**、重要文化財全体では**0.5%（21棟）**で火災が発生しています（いずれも復旧済）。
- ・また世界遺産では**火災の報告はありません**でした。

<参考>

文化庁調べでは、世界遺産又は国宝の**99.9%（798棟）**、重要文化財全体の**92.8%（4218棟）**が、全部又は一部木造で建てられています。

11

# II 管理体制

## 昼間及び夜間の管理体制

Q 火災等の**緊急時に対応できる人数**について、**昼間**及び**夜間**それぞれお答えください。

- ・火災等の緊急時に対応できる人数について、世界遺産、国宝、重要文化財全体とも昼間は10人以上と回答しているのが最も多いですが、世界遺産の**2.3%（15棟）**、国宝の**3.9%（11棟）**、重要文化財全体の**18.9%（860棟）**では2人未満と回答しています。
- ・また夜間では、世界遺産の**7.1%（45棟）**、国宝の**9.3%（26棟）**、重要文化財全体の**35.4%（1608棟）**で2人未満と回答しているのが最も多いです。

(※) 世界遺産又は国宝における火災等の緊急時に対応できる人数について、夜間では67棟（8.3%）で2人未満と回答。

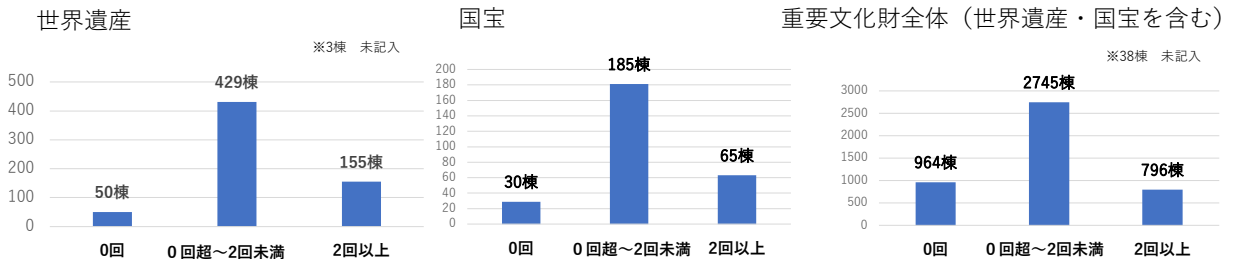
- ・無人又は少人数の場合、管理体制の検討が望まれます。
- ・特に夜間の火災等に対する連絡体制、初期消火体制等の検討が望まれます。

12

### III 訓練の体制

#### 訓練の回数

Q 1年に何回程、**消防訓練**を実施していますか。



- ・世界遺産では**8% (50棟)**、国宝では**11% (30棟)**、重要文化財全体では**21% (964棟)**で年間を通じて訓練を実施できていないと回答しています。
- ・年間当たり「0回超~2回未満」の回答が最も多いです。これは毎年、訓練は実施できていないが、輪番制や隔年毎で訓練していると回答しているもので、年間当たりで算出しています。
- ・文化庁では、消防庁と共に毎年1月26日を文化財防火デーと定め、この期間に訓練を実施するように呼び掛けています。
- ・年に1回未満しか訓練が実施できない理由としては、協力者がいない、設備が老朽化して使うことができないといった意見がありました。



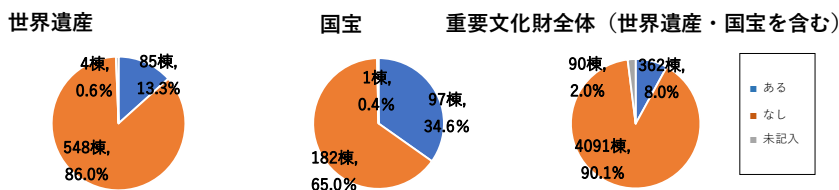
- ・定期的に設備を使って訓練することは、火災時の初動体制を確認するだけでなく、設備の稼働状況を確認することにもなります。このことから訓練を実施することは重要です。

13

### IV その他の文化財

#### 1. 重要文化財 (美術工芸品)

Q 建造物の中に**重要文化財 (美術工芸品)**がありますか。



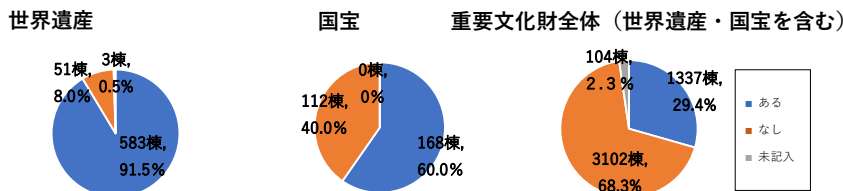
- ・国宝では、35%の建物内部に重要文化財 (美術工芸品) が所在しています。



- ・仏像や障壁画等の重要文化財 (美術工芸品) に配慮した防災対策が望まれます。

#### 2. 史跡、名勝、天然記念物

Q 国指定の**史跡、名勝、天然記念物**の指定地内に当該建造物が所在していますか。



- ・世界遺産では92%で史跡等に指定されています。国宝では60%で指定されています。



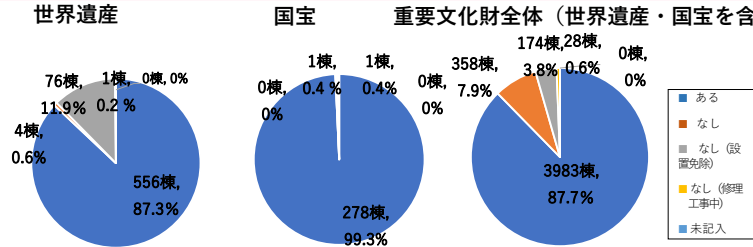
- ・地下遺構の保護、景観に配慮した防災対策が望まれます。

14

## II 防火設備の現状

### 自動火災報知設備

Q 自動火災報知設備は設置していますか。

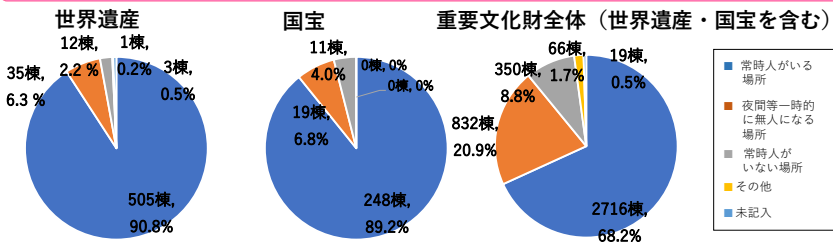


(※) 世界遺産又は国宝における自動火災報知設備の設置は717棟 (89.7%)、設置免除は77棟 (9.6%)、未設置は5棟 (うち 修理工事中1棟) (0.6%)。

- ・世界遺産については、4棟が未設置です。
- ・国宝については、修理工事中で自動火災報知設備が取り外されている1棟を除き、全て設置されています。
- ・重要文化財全体については未設置が7.9%あります。(最近、重要文化財に指定したもので、現在整備の途上にあるものが多い。)

・未設置については、現状を確認し、設置が必要である場合は設置するよう指導します。

Q (設置している場合) 自動火災報知設備の受信機の設置場所についてお答えください。



- ・常時人がいる場所に受信機を設置しているのは世界遺産で91%、国宝で89%、重要文化財全体で68%です。

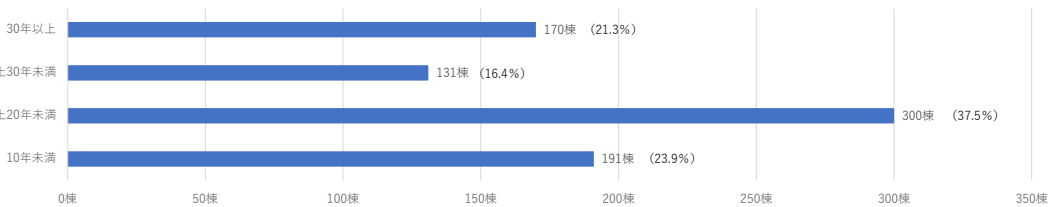
・無人になる場所に受信機が設置されている場合に、火災を受信した際の対応が望まれます。

15

## II 防火設備の現状

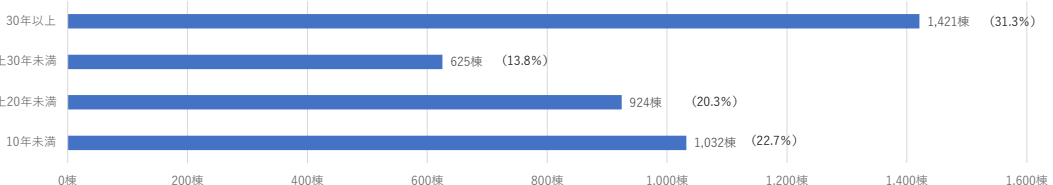
Q 自動火災報知設備が整備・改修された時期について

世界遺産又は国宝 799棟



(※) その他、未設置や設置時期不明、設置の必要がない建造物が7棟ある。

重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む) 4543棟



(※) その他、未設置や設置時期不明、設置の必要がない建造物が541棟ある。

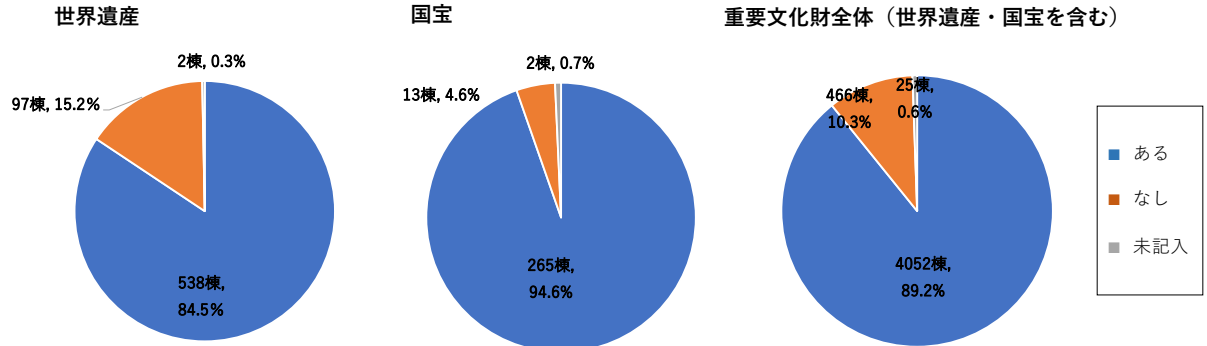
注) 当項目では、国宝・重要文化財 (建造物) の所有者単位で整備・改修された時期について調査したもので、その結果を棟数で表しています。

16

## II 防火設備の現状

### 消火器

Q 消火器を設置していますか。



(※) 世界遺産又は国宝における消火器の設置は696棟 (87.1%)、未設置は99棟 (12.4%)。

・世界遺産では**85%**、国宝では**95%**、重要文化財全体では**89%**で消火器が設置されています。  
(未設置のものであっても消火器にかえて水バケツ等の簡易消火用具を設置しているものもある。)

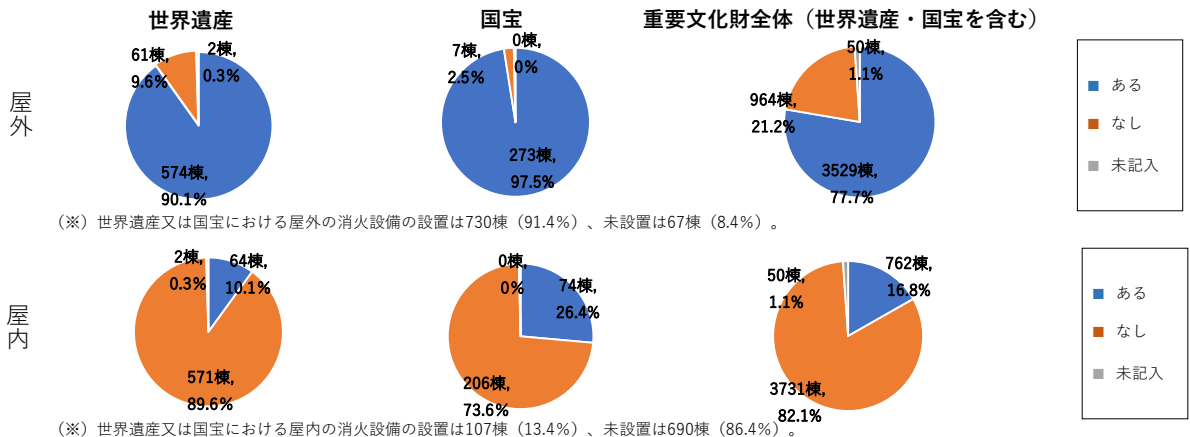
・現状を確認し、設置が必要である場合は設置するよう指導します。

17

## II 防火設備の現状

### 消火設備

Q 屋内又は屋外に消火器以外の消火設備がありますか。



(※) 世界遺産又は国宝における屋外の消火設備の設置は730棟 (91.4%)、未設置は67棟 (8.4%)。

(※) 世界遺産又は国宝における屋内の消火設備の設置は107棟 (13.4%)、未設置は690棟 (86.4%)。

・世界遺産で**90%**、国宝で**98%**、重要文化財全体で**78%**が屋外に消火設備が整備されています。一方で、屋内の消火設備については、世界遺産で**10%**、国宝で**26%**、重要文化財全体で**17%**にとどまっています。

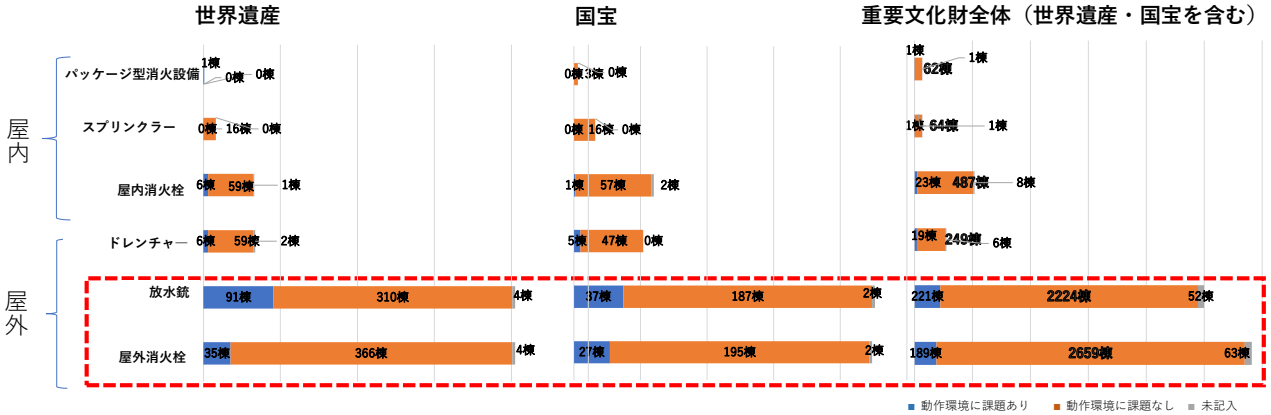
・内部での利用実態等に伴う文化財の火災リスクを踏まえて、屋内での火災に迅速に対応できる消火設備を整備が望まれます。

18

## II 防火設備の現状

### 消火設備

Q (屋外、屋内に消火設備が設置されている場合) その種類と動作環境についてお答えください。



・世界遺産、国宝、重要文化財問わず、建物の外部に設置された設備が多いです。そのうち、世界遺産では**放水銃の22.5% (91棟)**、**屋外消火栓の8.6% (35棟)**、国宝では**放水銃の16% (37棟)**、**屋外消火栓の12% (27棟)**、重要文化財全体では**放水銃の8.9% (221棟)**、**屋外消火栓の6.5% (189棟)**で「動作環境に問題あり」と回答しています。

注1 「パッケージ型消火設備」とは、屋内消火栓設備に代わるもので、人間の操作によってホースを延ばして消火薬剤を放射して消火する消火設備で、大型の消火器のような形をしています。

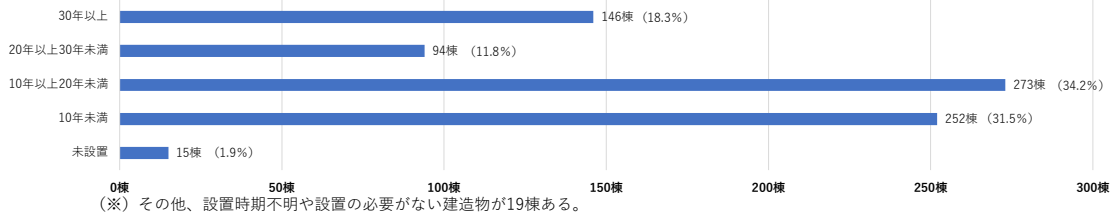
注2 「ドレンチャー」とは火災による延焼を防ぐため、ノズルから放水して水幕を張り、もらい火による延焼を防ぐ設備です。

## II 防火設備の現状

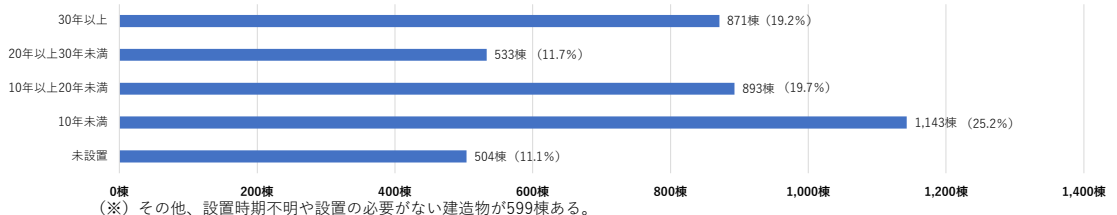
### 消火設備

Q 消火設備が整備・改修された年について

#### 世界遺産又は国宝 799棟



#### 重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む) 4543棟



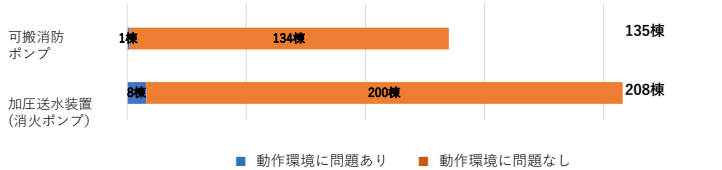
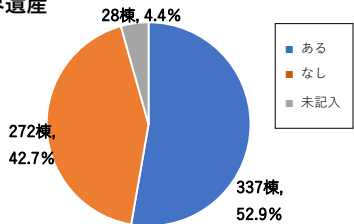
注) 当項目では、国宝・重要文化財 (建造物) の所有者単位で整備・改修された時期について調査したもので、その結果を棟数で表しています。

## II 防火設備の現状

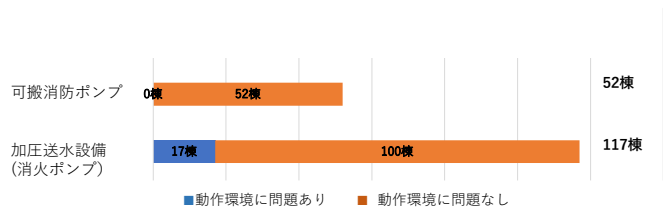
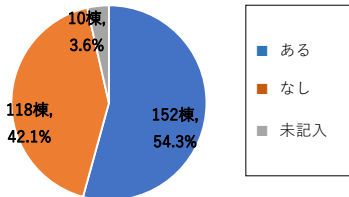
その他の消火設備（動力ポンプ）

Q 可搬消防ポンプ又は加圧送水設備(消火ポンプ)を設置していますか。設置している場合、その動作環境はどうか。

世界遺産



国宝



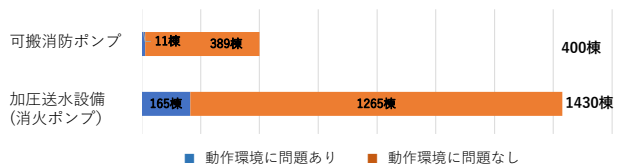
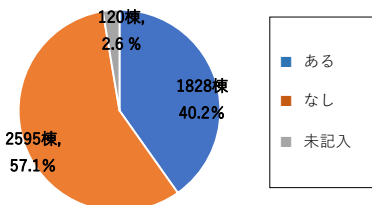
21

## II 防火設備の現状

その他設備（ポンプ等）

Q 可搬消防ポンプ又は加圧送水装置(消火ポンプ)を設置していますか。設置している場合、動作環境はどうか。

重要文化財全体（世界遺産・国宝を含む）



- ・世界遺産では53%、国宝では54%、重要文化財全体の40%で加圧式の消防ポンプが整備されています。
- ・「加圧送水装置（消火ポンプ）」のうち世界遺産については3.8%（8棟）、国宝については14.5%（17棟）、重要文化財全体では11.4%（162棟）で「動作環境に問題あり」と回答しています。

・加圧送水装置（消防ポンプ）が毀損すると、消防ポンプに接続する一連の消火栓設備が使うことができなくなることから、定期的に点検を実施し、機能に問題が確認された場合には改修することが望まれます。

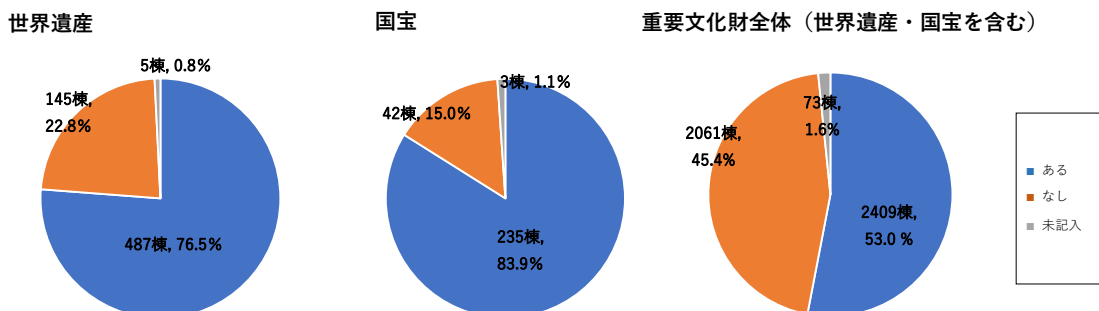
【参考】消火栓の圧力を得るためには、ポンプを利用する加圧送水式の他に、水の自然落差を利用する自然流下式や上水管から分岐する上水道直結の方式が採用されています。上水道直結の場合、近隣で火災があった場合、十分な水圧が確保できない可能性があります。一方、自然流下式で送水する場合は、常時、配管に圧力がかかっていることから、配管に高い耐性が求められ、定期的な改修が重要です。さらに山上等の貯水槽から排水するため、配管距離も長くなります。動力が必要ないことから、地震時等の停電時利用時にも利用することができ有効ですが、配管が長い場合維持管理も重要です。地震時の揺れによって毀損しないためにも、適宜、耐震性の高い配管に更新していくことが重要です。

22

## II 防火設備の現状

### 消防水利

Q 重要文化財（建造物）専用の防火水槽はありますか。



・世界遺産では**76%**、国宝では**84%**、重要文化財全体では**53%**で専用の防火水槽を備えていると回答しています。

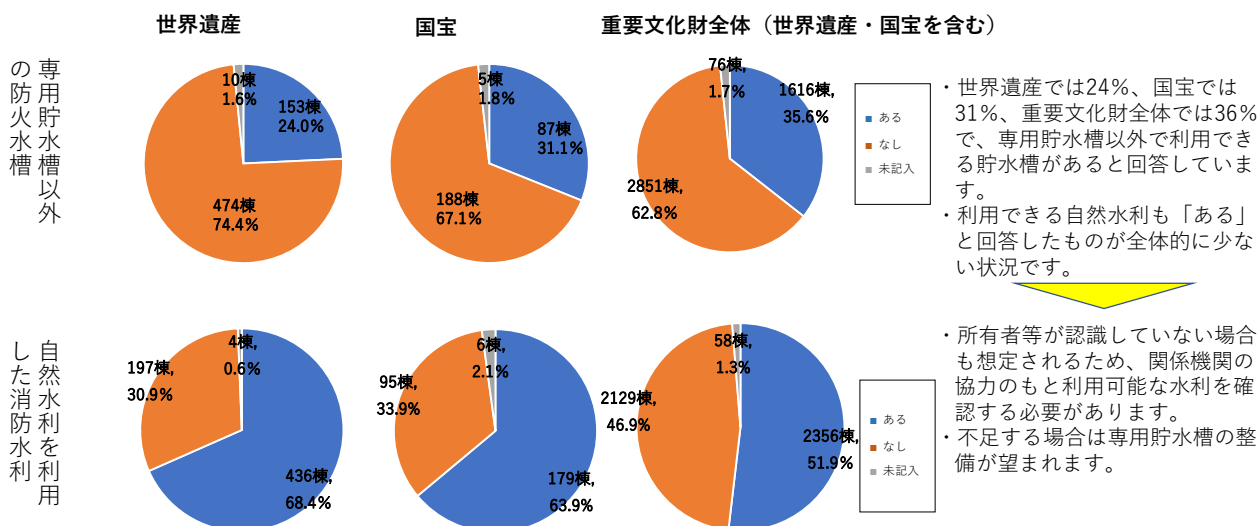
・しかし、整備してから一定期間経過したものについては、防火水槽からの漏水、配管からの漏水等がないか定期的に確認し、これらについて必要に応じて補修することが望まれます。

23

## II 防火設備の現状

### 消防水利

Q 専用の防火水槽以外で、近くに利用可能な防火水槽や消火活動に使うことができる自然水利（河川、池等）がありますか。



24

## II 防火設備の現状(主な意見)

Q 自動火災報知設備の機能停止又は不具合がある場合は、その詳細を記述ください。

### ■設備の老朽化に関する事項

・設置後、数十年が経過しているため、誤報が続く、総合盤が腐食している、地中埋設配線が断線している等の設備の不具合や毀損についての意見があった。

### ■管理に関すること

・受信機が設置している箇所が無になっている等、管理体制の不備についての意見があった。

Q 消火器の機能停止又は不具合がある場合は、その詳細を記述ください。

### ■設備の老朽化に関する事項

・型式失効している、機器の毀損、消火器格納箱ベル不鳴動、消火器の圧力低下、消火器格納箱の腐食等の設備の不具合や毀損についての意見があった。

Q 消火設備(消火器以外)の機能停止又は不具合がある場合は、その詳細を記述ください。

### ■設備の老朽化に関する事項

・設置後、数十年が経過しているため、設備の腐食、配管や放水銃からの漏水、加圧送水設備用のポンプが起動しない、ホースの劣化、地中埋設配線の断線等の設備の不具合や毀損についての意見があった。

### ■消火のための水利の不足

・消火栓が未整備、防火用水槽の容量が小さい、水道が近くまでないといった消防水利の不足等についての意見があった。

### ■管理に関すること

・ホースの耐圧試験や放水銃の動作環境を確認することができていない、といった意見があった。

25

## III その他

### I. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること

Q 防火、防犯対策を行うに当たって望まれることを記述ください(自由記述)

#### 【主な意見】

<b>補助事業に関する内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業を充実してほしい。</li> <li>・毀損が確認された場合には、補助事業申請に対して迅速に対応してほしい。</li> </ul>
<b>関係機関等との連携強化に関する内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防等の巡回を増やしてほしい。</li> <li>・関係機関との協力のもと訓練を実施したい。</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者等への意識啓発のためのプログラムを充実してほしい。</li> <li>・周辺市街地の防火対策を強化してほしい。</li> <li>・文化財に適当な防火設備や施設に関する技術的指針がほしい。 等</li> </ul>

### II. 独自で特別に行っている対策

Q 独自に特別に行っている対策について記述ください(自由記述)

#### 【主な意見】

- ・職員の意識啓発(消防訓練とは別に、職員に消火栓設備等を確認する機会を設けている)。
- ・月一回 簡易的な消防設備の確認を行っている。
- ・定期的に電気設備会社に依頼して、漏電等、電気設備の点検を行っている。
- ・氏子代表が毎日パトロールしている。 等

26

# 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の 防火設備等の緊急状況調査結果（アンケート調査結果） について

令和元年8月8日



## 目次

---

◆ 緊急状況調査について	3 ページ
◆ 本調査の構成について	4 ページ
Ⅰ 防火管理体制	
1. 防火設備	5 ページ
2. 管理行為	10 ページ
Ⅱ 防犯管理体制	
1. 防犯設備	16 ページ
2. 警備体制	18 ページ
3. 管理行為	20 ページ
Ⅲ 自由記述	23 ページ

## 緊急状況調査について

### 【はじめに】

文化庁では、平成31年4月に発生したノートルダム大聖堂（フランス、パリ）の火災を受けて、緊急アンケート調査（以下「本調査」という。）を実施いたしました。

実施期間	平成31年4月22日（月）～令和元年6月21日（金）
調査の目的	国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等施設の防火・防犯管理状況等の現状を把握し、設備等について確認・点検することを目的として実施。
調査方法	文化庁から各都道府県等を通じて設置者等に依頼。回答を各都道府県等を経由して回収。
対象者・数	国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等施設 539施設
回答率・回答数	回答率：93.7% 505施設 回答総数：510件（うち耐火性建築物の回答：490件、非耐火性建築物の回答：20件）（※）

（※）博物館等施設によっては、複数の保管場所（耐火性建築物、非耐火性建築物）に重要文化財を保管している場合があるため、調査対象件数と保管場所ごとの回答件数が一致しない。なお、同一種類の保管場所が複数ある場合（例：耐火性建築物の保管場所が2以上ある）は、防火・防犯に関して十分でないと感じる建築物を念頭に回答させている。

3

## 本調査の構成について

本調査は、「防火管理体制」と「防犯管理体制」とに分けて聞いており、その他、自由記述として「防火、防犯対策を行うに当たって望まれること」「独自で特別に行っている対策」「防災設備の改修の必要性について感じていること」「空調設備等の改修の必要性について感じていること」の回答をお願いしました。なお、耐火性建築物と非耐火性建築物とで調査項目・内容は同一です。

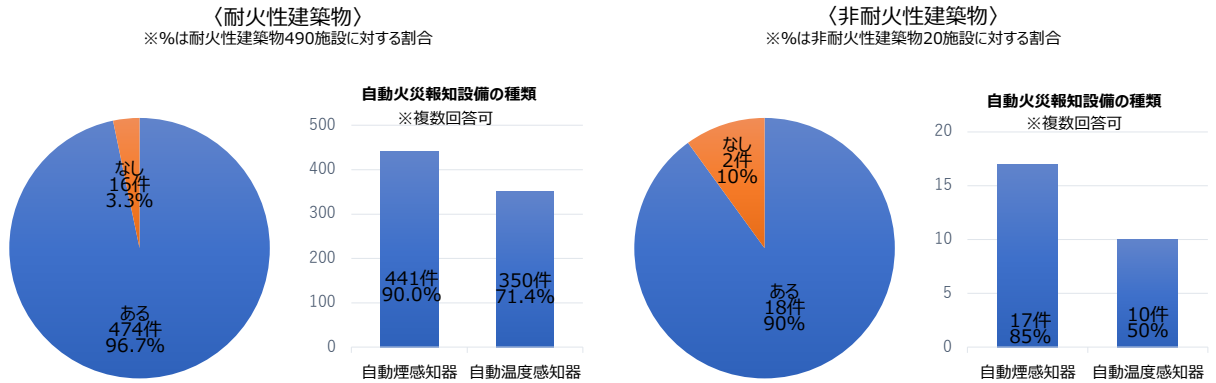
防火管理体制	1. 防火設備 ①警報設備 （1）自動火災報知設備 （2）その他の通報設備 ②消火設備 （1）消火器 （2）消火設備 （3）その他の消火設備	2. 管理行為 （1）防火管理者等 （2）防火設備の点検 （3）点検指摘事項 （4）巡回・監視 （5）消火訓練 （6）文化財救出訓練 （7）文化財救出計画 （8）火気の使用 （9）喫煙の場所
防犯管理体制	1. 防犯設備 （1）玄関・通用口の施錠 （2）入口・窓等の補強 （3）防犯警報装置	2. 警備体制 （1）警備人員 （2）警備範囲 3. 管理行為 ①巡回監視 ②公開中の対応 ③その他
自由記述	I. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること II. 独自で特別に行っている対策	III. 防災設備の改修の必要性について感じていること IV. 空調設備等の改修の必要性について感じていること

4

## I 防火管理体制

### 1. 防火設備（自動火災報知設備の設置状況）

Q 自動火災報知設備を設置していますか？ 設置している場合、設置している設備を教えてください。



・ほとんどの施設において自動火災報知設備が設置されていますが、耐火性建築物においては3.3%で未設置。設置されている自動火災報知設備の種類としては、自動煙感知器の設置率が高いです。

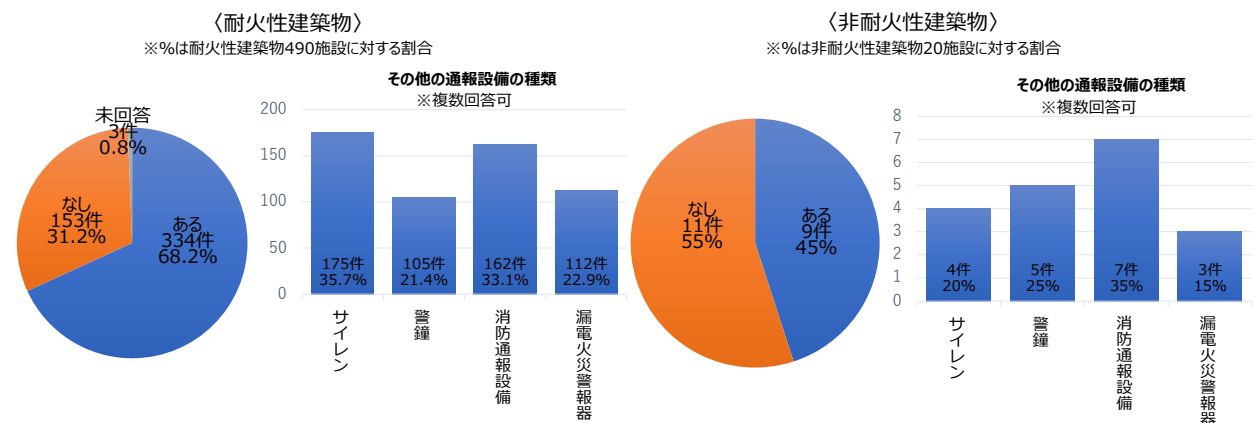
⇒未設置のものについては、現状を確認し、設置が必要である場合は設置するよう指導します。なお、設置されている場合においても、現状の管理体制に応じて適切な場所に設置されているか、老朽化等による改修の必要性がないか等を確認し、課題がある場合には対応を検討することが望まれます。

5

## I 防火管理体制

### 1. 防火設備（その他の通報設備の設置状況）

Q 自動火災報知設備以外の通報設備を設置していますか？ 設置している場合、設置している設備を教えてください。



・耐火性建築物においては、68.2%において自動火災報知設備以外の通報設備が設置されており、サイレンや消防通報設備の設置率がやや高くなっています。一方、非耐火性建築物においては、45.0%において設置されています。

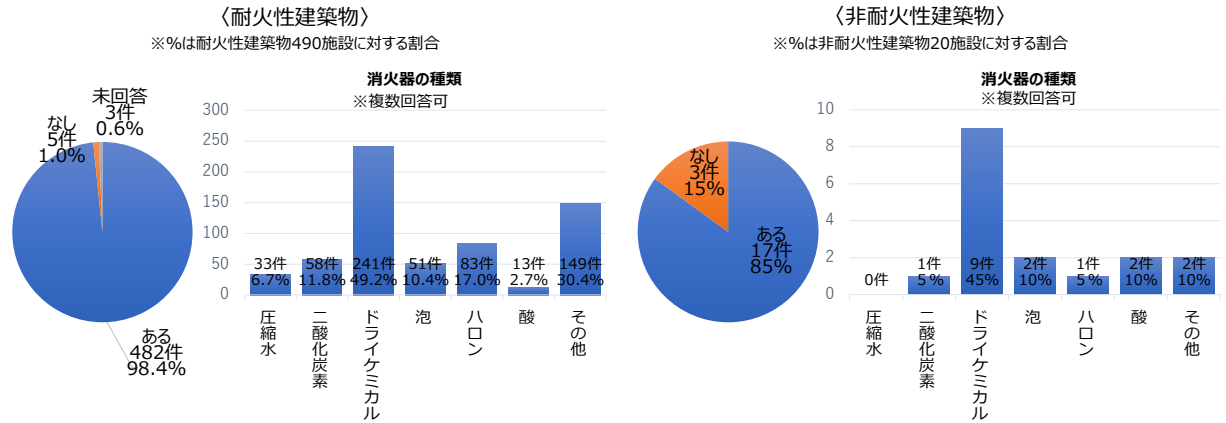
⇒管理体制の状況や想定される火災の種類に応じて、適切な設備の設置が望まれます。

6

## I 防火管理体制

### 1. 防火設備（消火器の設置状況）

Q 消火器を設置していますか？設置している場合、設置している設備を教えてください。



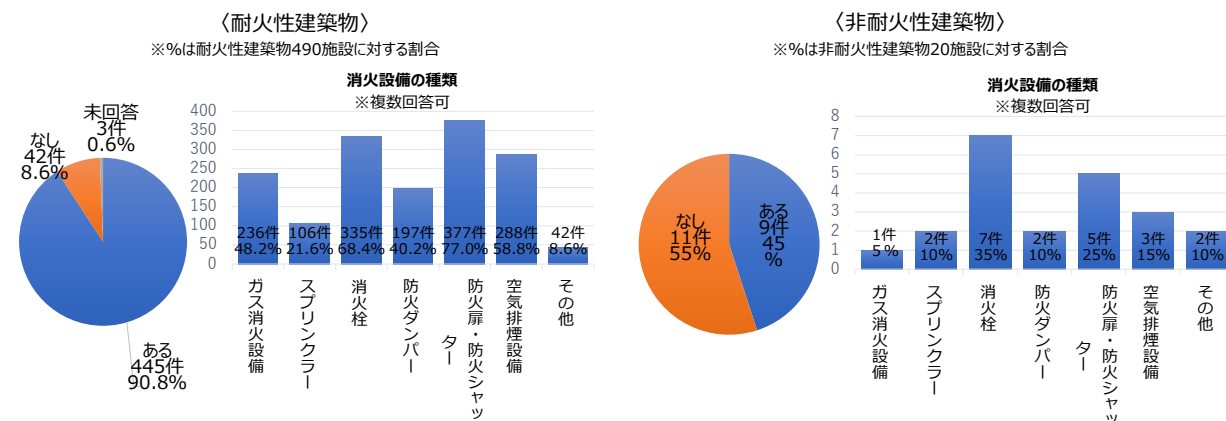
・耐火性建築物においては98.4%、非耐火性建築物においては85.0%で設置されています。ドライケミカル消火器の設置率が高い一方、圧縮水や二酸化炭素など他の種類の消火器の設置率は低くなっています。

⇒未設置のものについては、現状を確認し、設置が必要である場合は設置するよう指導します。なお、保管する文化財の特性や想定される火災の種類等に応じて適切な消火器の設置が望まれます（ドライケミカル消火器では文化財に対して望ましくない場合に圧縮水消火器を設置する等）

## I 防火管理体制

### 1. 防火設備（消火設備の設置状況）

Q 消火設備を設置していますか？設置している場合、設置している設備を教えてください。



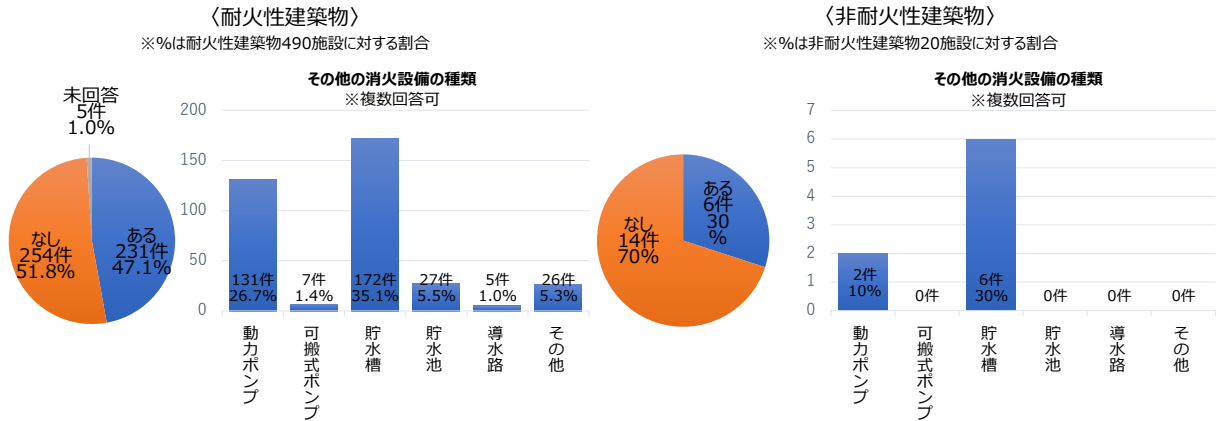
・耐火性建築物においては90.8%、非耐火性建築物においては45.0%で設置されています。防火扉・防火シャッターや消火栓、空気排煙設備の設置率が高くなっています。

⇒自由記述において老朽化等の課題が挙げられています。保管する文化財の特性や想定される火災の種類、管理体制の状況等に応じて、適切な消火設備の設置が望まれます。

## I 防火管理体制

### 1. 防火設備（その他の消火設備の設置状況）

Q その他の消火設備を設置していますか？設置している場合、設置している設備を教えてください。



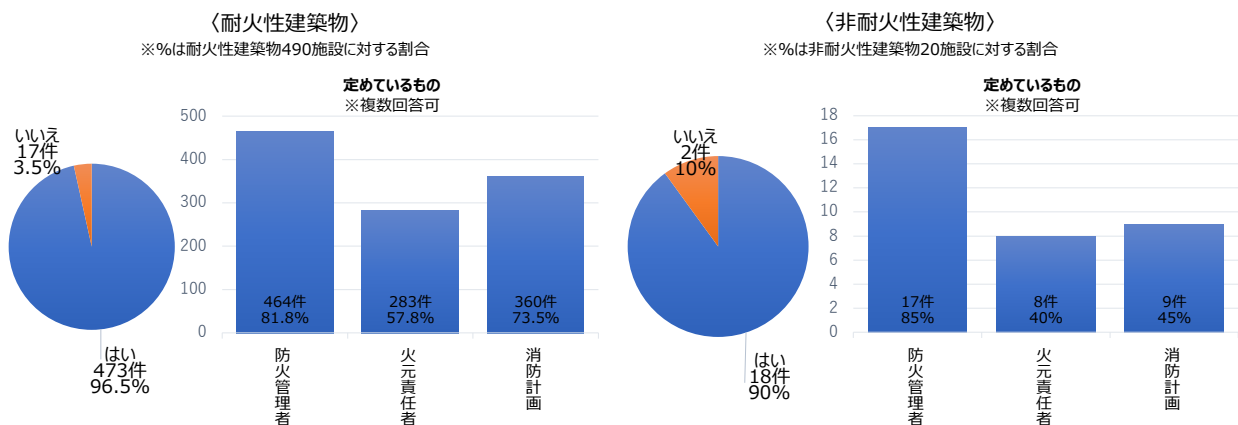
・耐火性建築物においては47.1%、非耐火性建築物においては30.0%で設置されています。貯水槽、動力ポンプの設置率がやや高くなっています。  
⇒自由記述において老朽化等の課題が挙げられています。保管する文化財の特性や想定される火災の種類、管理体制の状況等に応じて、適切な消火設備の設置が望まれます。

9

## I 防火管理体制

### 2. 管理行為（防火管理者等）

Q 消防法に基づく防火管理者、火元責任者、消防計画を定めていますか？（法令上の義務がない場合も含む。）



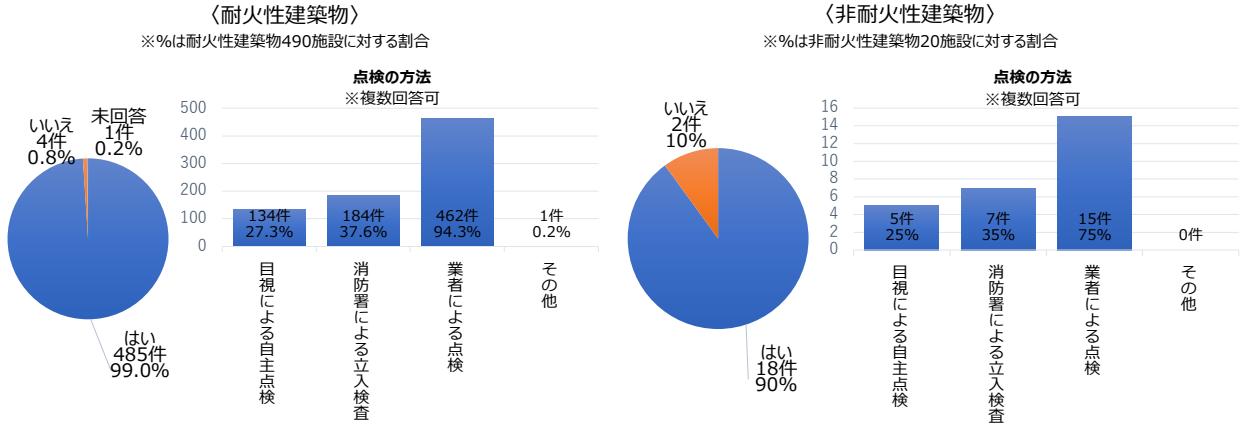
・耐火性建築物においては96.5%、非耐火性建築物においては90.0%で防火管理者等が定められています。  
⇒未選任等のものについては、現状を確認し、選任等が必要である場合は指導します。なお、いずれにせよ、防火管理上適切な体制を設けることが望まれます。

10

# I 防火管理体制

## 2. 管理行為（防火設備の点検）

Q 年1回以上、防火設備の点検を行っていますか。

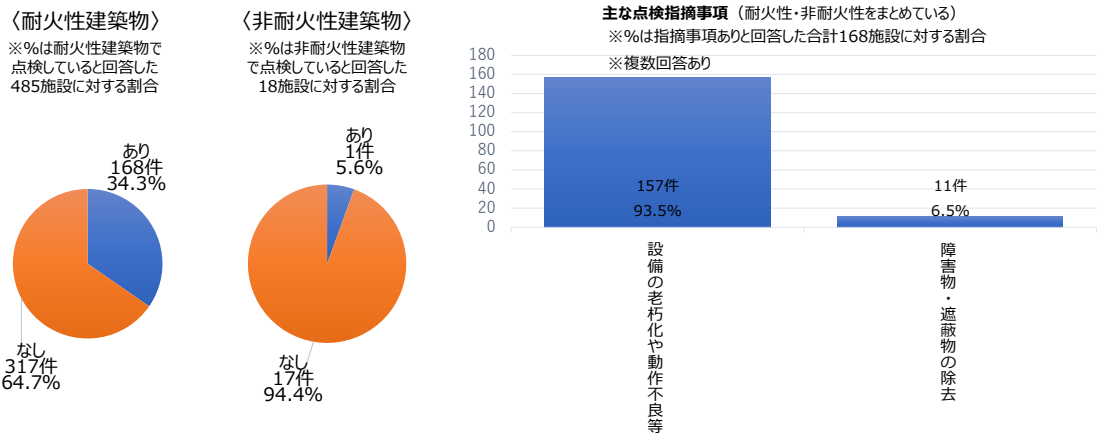


・耐火性建築物の99.0%、非耐火性建築物の90.0%で防火設備の点検が行われています。業者による点検の実施率が高くなっています。  
⇒定期的な設備の点検を実施し、設置されている設備を適切に使用できる状態にあるか確認することが重要です。

# I 防火管理体制

## 2. 管理行為（点検指摘事項）

Q 防火設備の点検の際に指摘事項はありましたか。

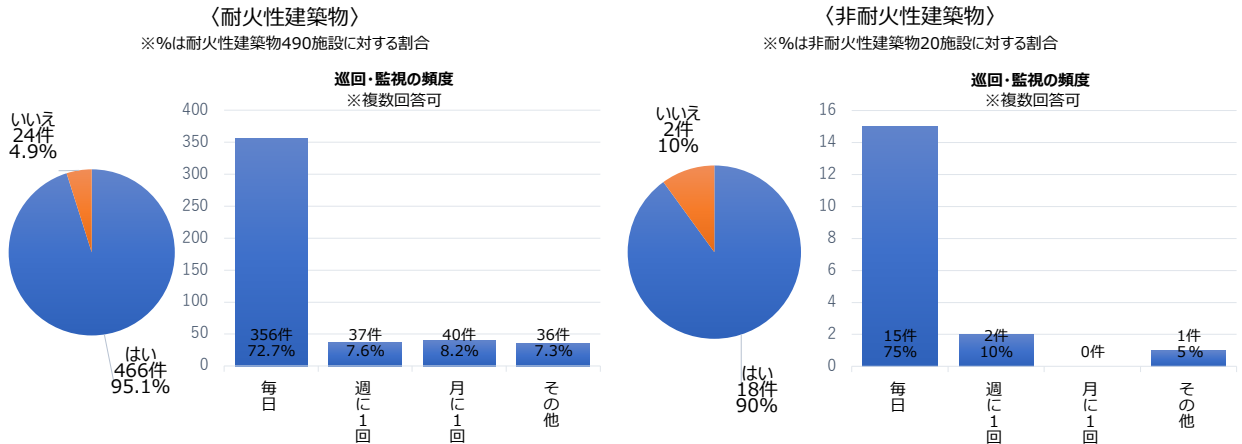


・耐火性建築物では168件、非耐火性建築物では1件で点検時に指摘事項があった旨の回答がありました。また、指摘事項の93.5%は設備の老朽化や動作不良などに関する事項でした。  
⇒点検指摘事項への適切な対応が望まれます。

# I 防火管理体制

## 2. 管理行為 (巡回・監視)

Q 定期的に施設の巡回・監視を行っていますか。

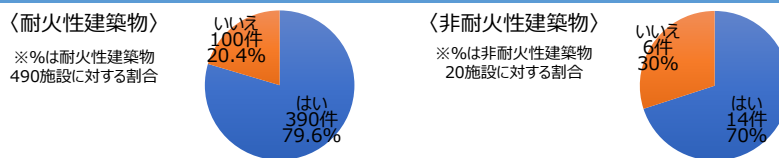


・耐火性建築物においては95.1%、非耐火性建築物においては90.0%で定期的な施設の巡回・監視が行われています。

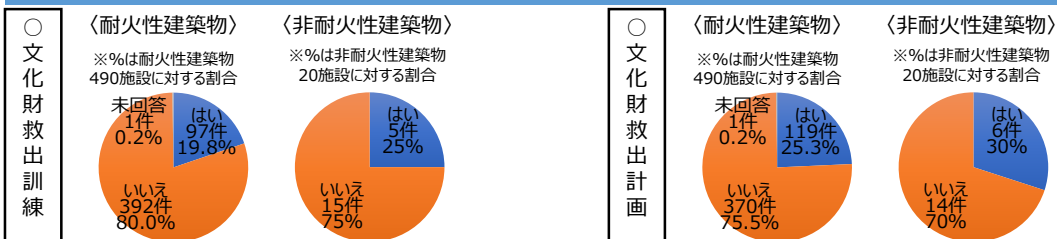
# I 防火管理体制

## 2. 管理行為 (消火訓練、文化財救出訓練、文化財救出計画)

Q 年1回以上、消火訓練を行っていますか。



Q 年1回以上、文化財救出訓練を行っていますか。また、火災時等の文化財救出に関する計画等を策定していますか。



・消火訓練については、耐火性建築物において79.6%、非耐火性建築物において70.0%で年1回以上行われています。一方、文化財救出訓練の実施や文化財救出計画の策定をしているものは各々2割前後に留まります。

⇒定期的に実際に設備等を使用して訓練を行うことにより、火災時の初動体制の確認だけでなく、設備の稼働状況の確認にもつながります。また、人命を優先しつつも、火災時の文化財の保全の在り方について予め想定しておくことも大切です。火災時に適切な対応が行えるよう、定期的な訓練等の実施が望まれます。

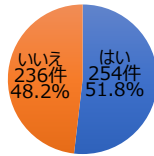
## I 防火管理体制

### 2. 管理行為（火気の使用、喫煙）

Q 施設内で火気を使用していますか。

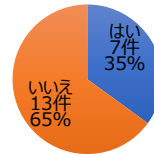
〈耐火性建築物〉

※%は耐火性建築物  
490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉

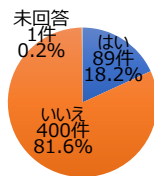
※%は非耐火性建築物  
20施設に対する割合



Q 施設内で喫煙が許可されていますか。

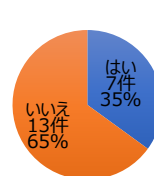
〈耐火性建築物〉

※%は耐火性建築物  
490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉

※%は非耐火性建築物  
20施設に対する割合



- ・耐火性建築物においては51.8%、非耐火性建築物においては35.0%で火気の使用が行われています。
  - ・また、耐火性建築物においては18.2%、非耐火性建築物においては35.0%で喫煙が許可されています。
  - ・いずれも火気の使用場所や喫煙の場所等が定められています。
- ⇒やむを得ず火気の使用を行う場合には、適切に管理できる体制等を整えることが重要です。

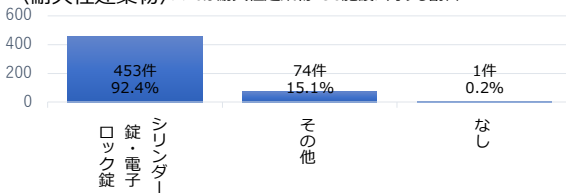
15

## II 防犯管理体制

### 1. 防犯設備（玄関等の施錠、入口等の補強）

Q 施錠にあたってどのような錠を使用していますか。（複数回答可）

〈耐火性建築物〉※%は耐火性建築物490施設に対する割合

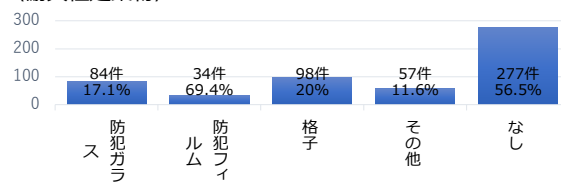


〈非耐火性建築物〉※%は非耐火性建築物20施設に対する割合

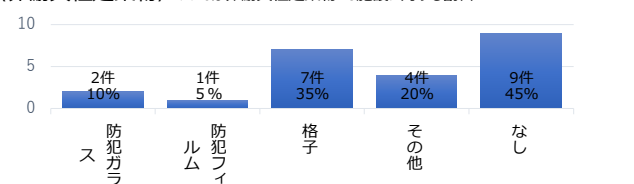


Q 入口・窓等の補強をどのように行っていますか。（複数回答可）

〈耐火性建築物〉※%は耐火性建築物490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉※%は非耐火性建築物20施設に対する割合



- ・耐火性建築物においては92.4%、非耐火性建築物においては65.0%でシリンダー錠・電子ロック錠による施錠が行われています。
  - ・一方、入口・窓等の補強を行っていないものは、耐火性建築物で56.5%、非耐火性建築物で45.0%となっています。
- ⇒施設の状況や管理体制等に応じ、適切な防犯設備を講じることが望まれます。

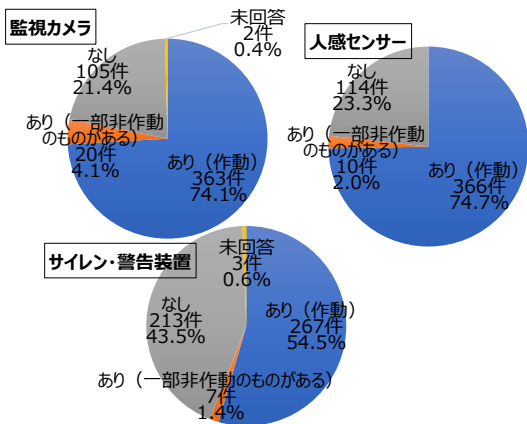
16

## II 防犯管理体制

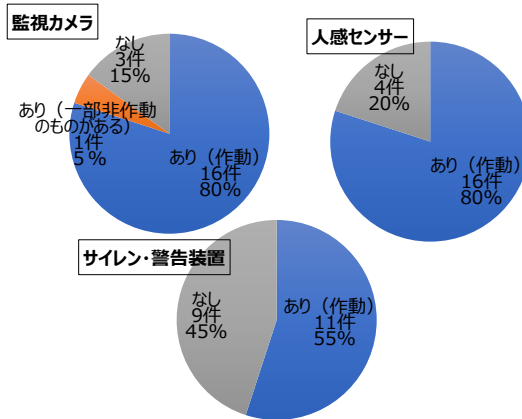
### 1. 防犯設備（防犯警報装置）

Q 防犯警報装置としてどのようなものを設置していますか。（複数回答可）

〈耐火性建築物〉※%は耐火性建築物490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉※%は非耐火性建築物20施設に対する割合



・耐火性建築物においては、監視カメラに一部非作動のものが4.1%、人感センサーに一部非作動のものが2.0%、サイレン・警告装置に一部非作動のものが1.4%となっています。また、設置していないものも、それぞれ21.4%、23.3%、43.5%となっています。

⇒自由記述において老朽化等の課題が挙げられています。管理体制の状況等に応じて、適切な防犯設備の整備が望めます。

17

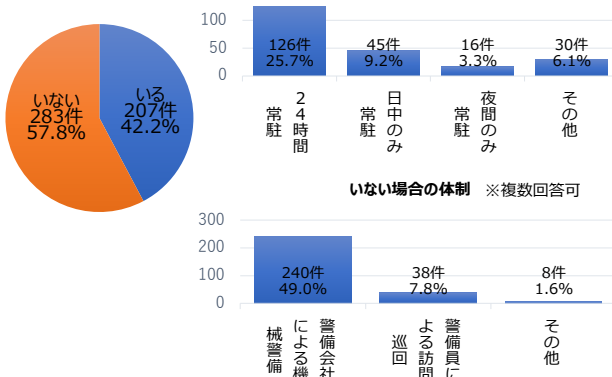
## II 防犯管理体制

### 2. 警備体制（警備人員）

Q 常駐の警備専門の人員はいますか。また、いない場合に代わりに採用している警備体制があれば教えてください。（複数回答可）

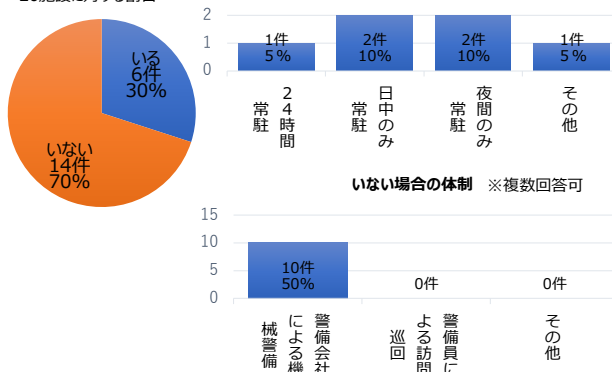
〈耐火性建築物〉

※%は耐火性建築物490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉

※%は非耐火性建築物20施設に対する割合



・常駐の警備専門の人員がいる施設は、耐火性建築物において42.2%にとどまります。一方、常駐の専門人員がない場合、ほとんどが警備会社による機械警備を導入しています。

⇒自由記述においても人員体制の充実といった課題が挙げられています。管理体制等の状況に応じて、適切な体制の整備が望めます。

18

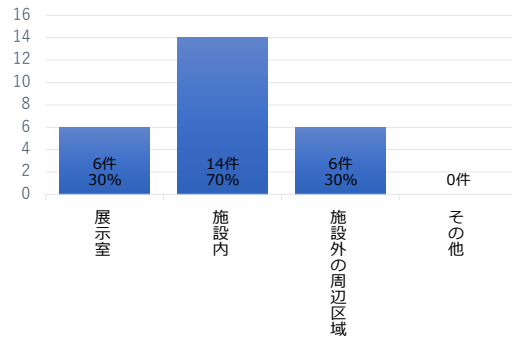
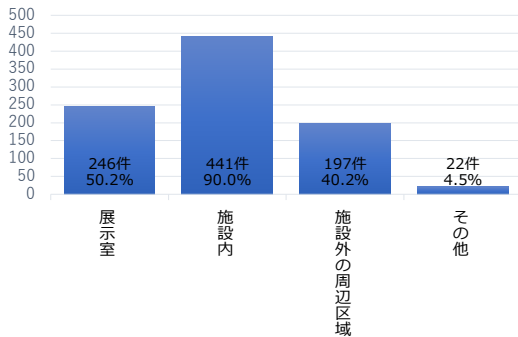
## II 防犯管理体制

### 2. 警備体制（警備範囲）

Q 警備する範囲をどのように定めていますか。（複数回答可）

〈耐火性建築物〉 ※%は耐火性建築物490施設に対する割合

〈非耐火性建築物〉 ※%は非耐火性建築物20施設に対する割合



・施設内を警備範囲とするものが、耐火性建築物においては90.0%、非耐火性建築物においては70.0%となっています。

19

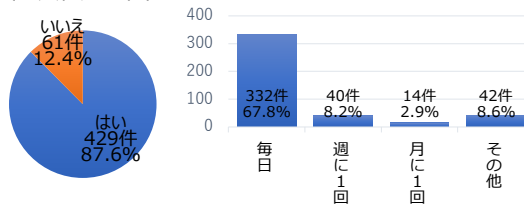
## II 防犯管理体制

### 3. 管理行為（巡回監視）

Q 定期的に警備員以外の職員による巡回監視を行っていますか。また、その頻度はどの程度ですか。

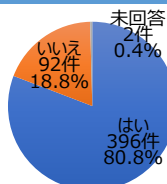
〈耐火性建築物〉 ※%は耐火性建築物490施設に対する割合

〈非耐火性建築物〉 ※%は非耐火性建築物20施設に対する割合

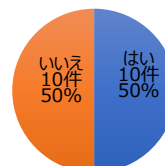


Q 遮蔽物を取り除くなど、監視上の死角、盲点をつくらぬよう配慮していますか。

〈耐火性建築物〉  
※%は耐火性建築物  
490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉  
※%は非耐火性建築物  
20施設に対する割合



・定期的に警備員以外の職員による巡回監視を行っているものが耐火性建築物で87.6%となっています。

・また、遮蔽物を取り除くなどの配慮をしているものも耐火性建築物で80.8%となっています。

⇒定期的な巡回監視や遮蔽物を取り除くなどの配慮を行うことが望まれます。

20

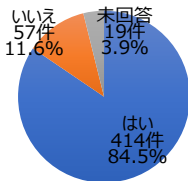
## II 防犯管理体制

### 3. 管理行為（公開中の対応）

Q 観覧者の退出を確認して施錠等を行うとともに、事後に文化財の点検を行っていますか。（公開を行っている施設が対象のため未回答には非公開施設が含まれる。）

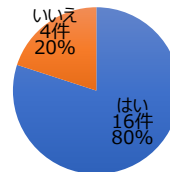
〈耐火性建築物〉

※%は耐火性建築物  
490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉

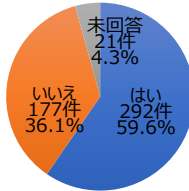
※%は非耐火性建築物  
20施設に対する割合



Q 事故が起こりやすい開館・閉館時に警備・監視を強化していますか。

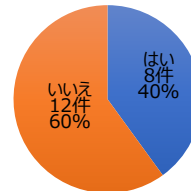
〈耐火性建築物〉

※%は耐火性建築物  
490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉

※%は非耐火性建築物  
20施設に対する割合



・一般観覧者への公開を行っている施設において、公開期間中、施錠や事後点検に取り組むものが耐火性建築物で84.5%となっています。また、開館・閉館時の警備・監視の強化に取り組むものは、耐火性建築物で59.6%となっています。

⇒管理体制等の状況に応じつつ、公開期間中の防犯警備体制の充実に取り組むことが望まれます。

21

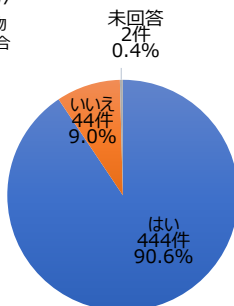
## II 防犯管理体制

### 3. 管理行為（管理台帳の作成）

Q 重要文化財の管理台帳（目録・写真）を作成していますか。

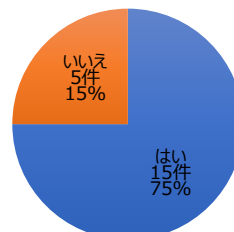
〈耐火性建築物〉

※%は耐火性建築物  
490施設に対する割合



〈非耐火性建築物〉

※%は非耐火性建築物  
20施設に対する割合



・耐火性建築物の90.6%、非耐火性建築物の75.0%で管理台帳が作成されています。

⇒保管する文化財や管理体制の状況に応じつつ、管理台帳の作成が望まれます。

22

### Ⅲ 自由記述

#### 1. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること

- 設備の老朽化への対応やより文化財に適した設備の導入等に向けた補助事業の充実等に関する回答が挙げられています。
- また、人員配置の増強や特に警備体制の充実に関する回答、警察等の関係機関等との連携協力に関する回答が挙げられています。

〈自由記述での主な回答〉

【補助事業の充実や設備の改修等に関すること】

- ・感知器等の防火設備や消火栓等の消火設備が設置後約30年経過し、更新・整備が必要。自己負担金の捻出が難しく、実現ができない状況。
- ・文化財への影響の少ないガス系消火設備への変更。
- ・建物や文化財の種類にあわせた消火設備の導入（水消火器など）。
- ・監視カメラなど防犯設備に老朽化による故障や動作不良が発生。既に部品の製造も終了しているため、全面的更新が望まれる。
- ・外回りの監視が夜間出来ないことから、外向けの監視カメラ設置が必要。

【十分な人員体制に関すること】

- ・十分な人員配置（警備員、展示室監視スタッフ等）が望まれる。
- ・開館時の館内監視や、開館・閉館時の巡回点検時に人数が不足気味。
- ・機械警備に加えて、警備専門職員を24時間常駐で置けることが望ましい。

【警察、消防機関、関係機関等との連携協力に関すること】

- ・地元警察署、警備会社との連携強化。
- ・近隣の消防や警察との密な連携。

23

### Ⅲ 自由記述

#### 2. 独自で特別に行っている対策

- 防火や防犯について、管理体制の充実や設備導入、個別の巡回・確認等を行っているとの回答が多く挙げられています。
- また、関係機関等と連携した消火訓練・防犯訓練の実施や、文化財の保全にも着目した訓練の実施についての回答が挙げられています。

〈自由記述での主な回答〉

【防火に関すること】

- ・職員の携帯電話へ緊急通報が送られる遠隔監視支援システムを導入し、緊急時の情報を職員全員で共有するようにした。
- ・漏電火災を防ぐため、コンセントやブレーカー等の確認の実施。
- ・放火による火災を防ぐため、敷地内・施設内等に可燃物を置かないように注意。
- ・文化財を保管している箇所は、資料が濡れないようガス式の消火設備を設置。
- ・避難時に優先的に持ち出す史料のリスト化と周知。

【防犯に関すること】

- ・展示ケースおよび収蔵庫に空間センサーを設置し、閉館中も機械警備の対象とした。
- ・人的警備に加えて機械警備を導入。 ・職員による施設巡回や、最終退館者による施錠確認。
- ・収蔵庫内の防犯カメラの映像をクラウド上で遠隔監視できるシステムを導入。

【消火訓練等に関すること】

- ・文化財保護デーに所轄消防署との合同演習。
- ・自衛消防隊の組織を初期消火、避難誘導、文化財保全に分けて訓練を実施。
- ・近隣テナント等との合同演習。
- ・警察署員を講師として招き、職員対象の防犯訓練を実施。

24

### Ⅲ 自由記述

#### 3. 防災設備の改修の必要性について感じていること

- 主に設備の老朽化に関する回答がありました。特に、開館から数十年が経過しており、防災設備自体も老朽化が進み全体的な改修が必要となっていることや、故障や不具合が発生していること、部品等も入手が困難となり修理も難しくなっていること等の回答がありました。
  - 国宝の美術工芸品を保管する博物館等施設55件に聞き取りを行ったところ、消火設備等の防災設備について、**整備後30年以上経過が45.5%、20年以上30年未満が16.4%、10年以上20年未満が18.2%、10年未満が20.0%**という状況であり、老朽化による機能低下のおそれがあります。
  - また、調査対象539件のうち、追加で聞き取りを行ったところ、約4割で少なくとも一部に設備の不具合など修理等を要する設備があるとの申告がありました。今後、各種設備等の状況や必要な整備等を確認するため、実地調査等も通じて更に精査を加えていく必要があります。
  - より文化財の保管に適した設備や管理体制等の状況に応じた設備の導入・更新の必要性を指摘する回答がありました。
  - 老朽化等による設備整備の必要性を認識しつつも、費用負担に課題があるとの回答もありました。
- ⇒老朽化の進んだ設備について適切に改修を実施する必要があります。また、保管する文化財の特性等に応じてより適切な防災設備が考えられる場合には、それらの導入を図ることが望まれます。

〈自由記述での主な回答〉

【設備の老朽化に関すること】

- ・開館から30年以上が経過し、防火設備も老朽化している。・防火扉、防災垂壁、排煙口、防火ダンパー等が設置後30年を経過し、不具合を生じている。
- ・自動火災報知設備の受信機が、40年以上経過しており、老朽化が目立つ。現状は作動しているが、故障の際には部品がない状況。
- ・自動火災報知設備、発電機起動用及び非常照明用蓄電池設備等が経年劣化。特に自動火災報知設備は部品供給が終了しているものがあり、正常に動作しているうちに更新を完了したい。
- ・スプリンクラーのメイン配管の水漏れや防災受診盤の老朽化のため改修が必要。

【設備の導入・更新に関すること】

- ・設置されている消火器は通常の事務室用のため、文化財への使用に適したものにへ変更が望まれる。
- ・展示室の消火設備が現状は消火栓のみであるため、ガス消火設備を導入したい。
- ・消火設備は粉末消火器と消火栓のみであり、有事の際、保管資料に与えるダメージを鑑みると、他の方式による消火設備が必須。

【費用負担に関すること】

- ・国庫補助メニューの充実・拡大を図るなど、所有者負担の軽減措置を図ってほしい。
- ・耐用年数や状況等を踏まえて、計画的に更新をしようとしても、予算確保が難しく、改修をしたくもなかなか進まない。

25

### Ⅲ 自由記述

#### 4. 空調設備等の改修の必要性について感じていること

- 設備の老朽化に関する回答が挙げられました。
- また、改修等の際の費用負担に課題を感じている旨の回答も挙げられています。

〈自由記述での主な回答〉

【設備の老朽化に関すること】

- ・設置から40年が経過するため、設備が老朽化し、動作に影響がある。
- ・館内設備は防災設備・空調設備を含め、どこも老朽化し時々不具合が生じている。不具合が起きた際、部品がなく修理ができない可能性も高いため、定期的な改修・交換の必要性は強く感じている。
- ・設備によっては、老朽化から不具合を起こしたり、部品の調達が困難なものもある。
- ・施設の老朽化により不具合が目立ち、部品の廃止などにより修繕を行うのが年々難しくなっている。
- ・空調設備が古いため、細かな温湿度調整に課題。

【費用負担に関すること】

- ・老朽化や不具合で設備の改修が必要になった場合の費用負担が多額になることが懸念される。
- ・老朽化に伴い空調設備の冷水機ポンプからの水漏れ等、空調設備全体の長期的な修繕等の計画の必要性を感じているが、相当な経費がかかるため、適切な時期での修繕が遅れがち。

26